

計算書類に対する注記（清和荘拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法□

建物・構築物・機械及び装置・車輛運搬具・器具及び備品□

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

②賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(5) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券等について、償却原価法（定額法）によっている。

・上記以外の有価証券で時価のあるものについて、決算日の市場価格に基づく時価法によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、岩手県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 清和荘拠点計算書（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支計算書（別紙3(⑩)）

(3) 拠点区分事業活動計算書（別紙3(⑪)）

ア 養護老人ホーム清和荘

イ 老人短期入所事業

ウ 指定特定施設入居者生活介護事業所

エ 指定訪問介護事業

オ 短期入所生活介護事業所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	96,305,950	0	0	96,305,950
建物	302,735,710	103,680	15,629,969	287,209,421
合計	399,041,660	103,680	15,629,969	383,515,371

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	93,340,000円
建物（基本財産）	286,390,487円

計 379,730,487円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	55,104,000円
-----------------------	-------------

計 55,104,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	379,523,601	92,314,180	287,209,421

小計	379,523,601	92,314,180	287,209,421
その他の固定資産			
構築物	7,158,997	3,639,345	3,519,652
機械及び装置	299,827	299,826	1
車輛運搬具	3,675,030	3,102,410	572,620
器具及び備品	11,592,738	10,450,692	1,142,046
権利	1,586,550	922,998	663,552
無形リース資産	3,800,739	2,823,369	977,370
小計	28,113,881	21,238,640	6,875,241
合計	407,637,482	113,552,820	294,084,662

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,431,649	0	8,431,649
合計	8,431,649	0	8,431,649

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし